

令和6年中の不動産事犯の 検挙状況と主な検挙事例

警察庁生活安全局 生活経済対策管理官付

課長補佐 山下 尊朝

1 不動産事犯の検挙状況

令和6年中、不動産事犯全体で40事件62人を検挙しており、前年に比べ、事件数で20事件、人員で22人それぞれ増加した。

法令別では、宅地建物取引業法違反が16事件24人、建設業法違反が8事件15人、建築基準法違反が4事件4人を検挙しており、これらの法令違反で不動産事犯全体の7割を占める結果となった。

2 違反態様

令和2年から同5年までの間、宅地建物取引業法違反と建設業法違反が、不動産事犯全体の5割以上を占めており、令和6年もその傾向が継続している。

違反態様を見ると、無免許の宅地建物取引業や無許可の建設業の違反が目立っている。

3 暴力団の関与状況

令和6年中の不動産事犯検挙人員62人のうち、暴力団関係者は2人であり、令和5年と比較すると減少している。

法令別では、宅地建物取引業法違反事件及び建設業法違反事件である。

4 主な検挙事例

(1) 宅地建物取引業法違反事件

Aは、令和4年2月から令和5年3月まで

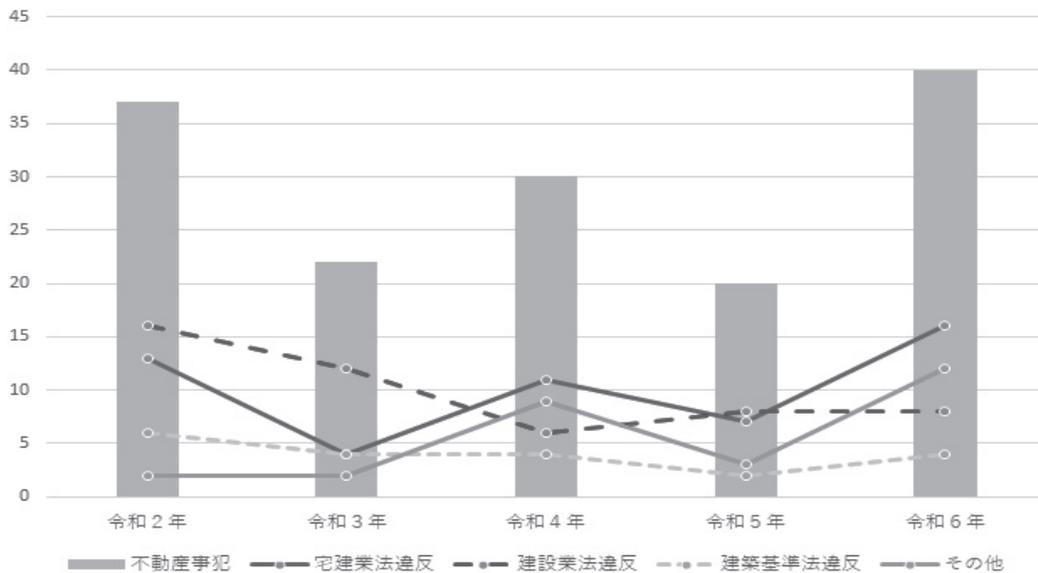
の間、知事から宅地建物取引業の免許を受けることなく、不動産業を営むB及びCと、その顧客による不動産売買契約の媒介をし、B及びCは、Aが無免許であることを知りながら、自己の名義をもってAに不動産業を営ませたもの。令和6年10月、A、B及びCを検挙した。

(2) 建築基準法違反等事件

Dは、令和6年11月、所有する敷地内に、建築基準法等で規定された高さを超えるブロック塀を建築したことにより、行政から工事停止命令書の交付を受け、その旨が表示された標識を同所に設置されたにも関わらず、その命令に従うことなく工事を継続した上、同標識を抜いたもの。令和6年12月、Dを検挙した。

1 不動産事犯の検挙状況

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	事件数	人員								
不動産事犯	37	68	22	31	30	51	20	40	40	62
宅地建物取引業法	13	23	4	6	11	18	7	10	16	24
建設業法	16	36	12	19	6	11	8	18	8	15
建築基準法	6	7	4	4	4	4	2	3	4	4
その他	2	2	2	2	9	18	3	9	12	19



2 不動産事犯における暴力団の関与状況

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	検挙人員 (暴力団)	構成比 %								
不動産事犯	68(23)	34	31(12)	39	51(6)	11	40(9)	23	62(2)	3
宅地建物取引業法	23(1)	4	6(3)	50	18(1)	5	10(0)	0	24(1)	4
建設業法	36(21)	58	19(9)	47	11(5)	45	18(9)	50	15(1)	6
建築基準法	7(1)	14	4(0)	0	4(0)	0	3(0)	0	4(0)	0
その他	2(0)	0	2(0)	0	18(0)	0	9(0)	0	19(0)	0

※ いずれの表も「その他」は、都市計画法、農地法、土地改良法等